

回 答 書

件 名	熊本市清水まちづくりセンター電話交換設備賃貸借（長期継続契約）		
質問書提出期限	令和 7 年 1 1 月 1 2 日	開 札 日	令和 7 年 1 1 月 2 0 日

本 市 回 答 欄

Q 1 契約保証金の免除について、保険会社の履行保証保険を使用する場合、保証期間は賃貸借開始日からでしょうか。それとも契約日からの保証でしょうか。

A 1 履行保証保険の保証期間は契約日からとなります。

Q 2 リース満了後の撤去について、物件を 1 カ所にまとめて置いていただくことは可能でしょうか。また保存されたデータの消去は物理破壊ではなく引き上げ後にソフトを使用して消去し、後日データ消去証明書を提出する方法でよろしいでしょうか。

A 2 1 カ所にまとめて置いていただく事は可能です。また、保存されたデータの消去については物件引き上げ後の作業は可能です。消去方法については本市の情報システム機器の廃棄時におけるセキュリティ等対策をもとに協議の上決定させていただき、データ消去を証明する完了証明書を提出していただきます。

Q 3 保守については、専門の保守業者に再委託させていただきますので、事前に再委託届を提出させていただきますがよろしいでしょうか。

A 3 再委託をする場合は、契約締結後、再委託届の提出をお願いいたします。

Q 4 動産総合保険について、地震や騒乱は補償対象外の、リース期間の経過年数に応じ補償額も逓減する通常の動産総合保険（時価）でよろしいでしょうか。

A 4 賃貸借契約物件等が壊れた際にご対応いただければ、保険の内容は問いません。

Q 5 賃貸借料のお支払方法は、当月分を翌月初に請求書発行し月末までにお振込でよろしいでしょうか。

A 5 適法な支払い請求を受けた日から 3 0 日以内に支払います。

本 市 回 答 欄

Q 6 仕様書内納入期限日までに物品を納入できると確認が取れておりますが、物流遅延や不測の事態が生じ納期延長となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。

A 6 不可抗力（自然災害、交通機関の混乱等）による納入遅延が発生した場合には状況に応じて契約変更等の協議に応じることは可能です。

Q 7 動産総合保険について、地震や津波等の転載は適応外で、残リース料に応じて保険金が通減する一般的なものの付保でよろしいですか。

A 7 保険の内容は問いません。

Q 8 契約書第 19 条（その他の解除権）、第 20 条（受注者の解除権）、第 23 条の 2（予算の減額又は削除に伴う特約）について質問いたします。

該当の各条項では、契約解除時に発注者への損害賠償が可能と示されておりますが、「当該年度におけるこの契約金相当額を上限」と賠償額が限定されております。

発注者の都合による契約解除時は、期間中の残額（未払額）を請求させていただきたく、該当の文言を削除または変更は可能でしょうか。

A 8 契約の内容は発注者、受注者双方にとって平等な内容であるべきと考えます。
ついては、落札決定後に協議させていただきます。

Q 9 広告 12(3) 契約保証金について、契約保証金について、履行証明書等を提出することで免除となりますでしょうか。

A 9 公告 12（3）ウに該当すれば免除となります。

Q 10 納品作業や検査立ち会い、保守、満了後の物件撤去、主な作業はメーカーや協力会社へ委託しますがよろしいでしょうか。

A 10 再委託をする場合は、契約締結後、再委託届の提出をお願いします。

Q 1 1 契約書第 15 条（不可抗力による費用等の負担）について、受注者（リース会社）は責任を負えない為、条項を変更または削除は可能でしょうか。

A 1 1 本条項は、自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由「不可抗力」に伴い損害又は損失が発生した場合の取り扱いについて規定したものであり、不測の事態に備え削除あるいは発注者が全額負担などの表現に改めることはできません。

Q 1 2 満了後の物件返却について、物件を取り外し、1 箇所へまとめていただくことは可能でしょうか。

A 1 2 1 箇所へのまとめ置きは可能です。

Q 1 3 満了後のデータ消去について、消去作業は物件引き揚げ後の認識でよろしいでしょうか。また、消去方法は任意の方式でよろしいでしょうか。

A 1 3 満了後のデータ消去については物件引き上げ後の作業は可能です。消去方法については本市の情報システム機器の廃棄時におけるセキュリティ等対策をもとに協議の上決定させていただきます。なお、引き上げ後の消去作業の場合は、データ消去を証明する完了証明書を提出していただきます。